

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
11月28日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....
- 公告
 - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....



山口県告示第四百十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
 - 岩国市灘町一の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
 - セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第四百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、旗岡県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 旗岡県営住宅新築工事
 - (一) 工事場所 下松市旗岡一丁目六三番地一
 - (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上六階建	二、一五五平方メートル	三〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十一月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 1 共同企業体協定書の写し
 2 総合評定値通知書の写し
 3 特定建設業の許可通知書の写し
 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成二十九年十二月十四日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年一月十一日までに発送する。
- 四 その他
 この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三―八七〇)にすること。



(三〇七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。
 平成二十九年十一月二十八日
 国土調査を行った者の名称等

山口県知事 村岡 嗣 政

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	平成二十七年四月十三日から平成二十九年二月六日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字小野の一部
周南市	平成二十七年四月十三日から平成二十九年二月二十八日まで	周南市地籍図 周南市地籍簿	大字湯野の一部

二 認証年月日

平成二十九年十一月二十八日

(三〇八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年七月十四日山口県公告(二〇八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十九年十一月二十八日から同年十二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(三〇九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年七月十四日山口県公告(二〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十九年十一月二十八日から同年十二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十一月二十八日

山口県知事 村岡 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイレックス東岐波店
所在地 宇部市大字東岐波二一八二の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

平成二十九年十一月二十八日
印刷發行

發行人
所

山口縣知事
山田